

パートタイム・ 有期雇用労働法の概要 (同一労働同一賃金の取組)

香川労働局雇用環境・均等室

パート・有期と正社員との待遇の違いに
関する自主点検票（パートタイム・有期
雇用労働法関係）（11月）



1

お手数ですが、まず以下のアンケートにご協力ください。

- 1 事業場名を教えてください。
- 2 事業場の所在地を教えてください。（市町村まで）
- 3 当該事業場の労働者数を教えてください。
- 4 労働者数のうち、パートタイム・有期雇用労働者の数を教えてください。
- 5 企業全体の労働者の概数を選択してください。（プルダウン）
- 6 基本給についてどのような取扱いにしていますか。
ア 正社員とパート・有期で差がない（同じ計算式や金額で支給）
イ 正社員とパート・有期で差がある（違う計算式や金額で支給）
ウ わからない
- 7 基本給について、イを選択した方はお答えください。
パート・有期の基本給は正社員の6割未満ではない
パート・有期の基本給は正社員の6割未満である

基本給で差がある以外を
選択された方はこの設問
は表示されていません。

2

- 8 賞与についてどのような取扱いにしていますか。
ア 正社員とパート・有期で差がない（同じ計算式や金額で支給）
イ 正社員とパート・有期で差がある
（正社員には支給があるが、パート・有期には支給がない、又は計算式が違う）
ウ 正社員、パートのいずれにも賞与を支給していない
エ わからない
- 9 賞与について、イを選択された方はお答えください。
賞与はどちらにも支給しているが計算式等に差がある
賞与は正社員には支給しているが、パート・有期には支給がない
- 10 通勤手当について、正社員とパート・有期との間で取扱が違いますか（複数回答可）
ア ある（手当の計算方法や計算式が違う、正社員には支給され、パート有期には支給なし）
イ ない（手当の計算方法や計算式などが同じ）
ウ わからない
エ 手当がない
- 11 正社員との待遇の違いの内容及び理由や、待遇の決定に当たって考慮した事項について、パートや有期から聞かれたことがありますか。
ア パートや有期から聞かれ、説明を行ったことがある
イ パートや有期から聞かれたことはないが、求められれば説明できる準備はしている
ウ パートや有期から聞かれたことはなく、説明の準備もしていない
エ これまでにパートや有期から聞かれたことはあるが、説明していない
オ わからない

賞与で差があるを選択された方以外はこの設問は表示されていません。

回答が終わりましたら送信ボタンを押してください。
ご協力ありがとうございました。

3

パートタイム・有期雇用労働法の対象となる労働者は以下のパートタイム労働者及び有期雇用労働者です

パートタイム労働者

- 1 週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される同種の業務に従事する通常の労働者（正規雇用や無期雇用のフルタイム）に比べて短い労働者

有期雇用労働者

- 事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者
→ 1 年契約、1 か月契約など

※ パート、アルバイト、嘱託、契約社員、臨時社員、準社員といった名称にかかわらず、上記のいずれかに当てはまる労働者であれば、パートタイム・有期雇用労働法の対象となります。

例えば、パートと呼ばれている者であっても、フルタイムで期間の定めのない契約であれば対象ではありません。

法律の対象となる場合に同一労働同一賃金ルール (不合理な待遇差等が禁止)の対象となる組み合わせ

法律の対象となるもの

法律の対象とらないもの

正社員



パート



正社員 A



正社員 B



正社員



有期



パート



有期



所定労働時間が短いことや期間の定めのあることを理由として、通常の労働者と不合理な待遇差とすることが禁止されている。

①～⑤をすべて満たす場合は**均等待遇**が求められ、差別的な待遇が禁止されます。

一部でも満たさない場合には**均衡待遇**が求められ、①～⑤の職務の内容等の違いに応じてバランスのとれた待遇差であることが求められます。

① **職種**が同じ

② 従事している**中核的な業務**が同じ

③ **責任の程度**が著しくは異なるない

(権限、成果に求められる役割、緊急時・クレーム対応の程度、ノルマ等成果への期待度等)

④ **転勤の有無や範囲**が同じ

⑤ **異動や昇進の範囲**が同じ

職務の最も近い者で比較



正社員

パートor有期

①～⑤にどのような違いがあるかないかを確認

均等待遇について

- ①～⑤を満たす場合、パート・有期であることを理由とした賃金、休暇、解雇等につき差別的な取扱いが禁止される。
 - 賃金の支給額については所定労働時間が短いことに基づく合理的な差異や、個人の勤務成績により生じる差異によるものは許容される。
- ※金額が同じとは限らないが、同じ基準で所定の賃金額を決定する必要がある。

均衡待遇について

- ①～⑤の違いやその他の事情に応じて**バランスの取れた待遇差であること**が求められる。
- 【合法的な待遇差となり得る例】
- 転居を伴う転勤がある正社員に対してのみ住宅手当を支給（④の違い）
 - 考課上マイナス査定する等欠勤に対する責任を重く課す正社員に対してのみ皆勤手当を支給（③の違い）
 - ノルマを課していないパートに対しては固定の賞与を支給（③の違い）



【ご参考】



「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

7

- パート・有期から求めがあった場合、基本給・賞与・手当等の待遇差が不合理でないことについて説明する義務が設けられました。
 - 不合理な待遇差であるか否かは最終的に司法において判断されますが、説明を求められた際は、パート・有期だからという理由ではなく、職務の内容・責任の程度等に絡めた説明ができるように準備いただくことが求められます。
- ※ 納得いくまでの説明は求められていません。

- ガイドライン等が示されているほか、同一労働同一賃金の取組について、働き方改革推進支援センターのコンサルティングを無料で受けることができますのでご活用ください。
- パート・有期の処遇改善の取組をする場合、必要に応じてキャリアアップ助成金のご活用を検討ください。

働き方改革推進支援センター

長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現など、労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、社会保険労務士などの労務管理等の専門家が無料で相談に応じます。

URL▶

<https://hataraki-kataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/>

二次元バーコード▶

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものです。

URL▶

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

二次元バーコード▶

8

法違反と判断されやすい具体的なケース

(=職務の内容等の違いにより待遇の差が合理的であることを説明できていないケース)

・【通勤手当】が問題となった事業主の例

支給目的：通勤費用の補填

待遇：正社員に実費支給

パートに1日当たり定額支給

待遇差の理由：

パートは近隣からの通勤者が多く
通勤費用があまりかからないため

➡ 実際は…遠方からも採用しており、
自己負担している者がいる



労働時間によって1回当たりの
通勤に要する費用が異なるもの
ではなく実際に費用負担が生じて
いることから正社員と同一
の基準での支給が必要

・【慶弔休暇】が問題となった事業主の例

支給目的：慶弔行事に参加するため

待遇：正社員にのみ付与

契約社員には付与されていない

待遇差の理由：

職務内容が異なるため
(正社員：非定型、契約社員：定型業務)

➡ 実際は…正社員と同じ週所定労働日数
であり勤務日振替は難しい



職務内容によって慶弔行事に参加するた
めに労働から離れる機会を設ける趣旨や
時間が変わるものではないことから、正
社員と同一の基準での付与が必要

令和7年
厚生労働省 雇用環境・均等局
有期・短時間労働課

本日は、パートタイム有期雇用労働法における同一労働同一賃金の
取組について説明をお聞きいただき、誠にありがとうございました。
今後の取組の参考にさせていただくため、本日の説明等に関するア
ンケートにご回答くださいますよう、ご協力をお願いします。

アンケートは、厚生労働省サイト内に設けたアンケートフォームか
らご回答ください。

いただいた回答の内容は、当課及び管轄労働局においてのみ統計的
に活用し、外部に公表されることは一切ありません。

アンケートフォームのアドレスおよび二次元コードは以下のとおりです。

<https://forms.office.com/r/9mkaJAFfLi>



問い合わせ先

- ・パートタイム・有期雇用労働法について
香川労働局 雇用環境・均等室 087-811-8924
- ・キャリアアップ助成金等各種助成金について
香川労働局 助成金センター 087-823-0505

➡ 取組に関する同一労働同一賃金
特集ページ

URL▶

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

二次元バーコード▶



パートタイム・有期雇用労働法に
ついて知りたい



パートタイム・有期雇用労働法
について

パートタイム・有期雇用労働法の内容や、事業主の皆様
に取組んでいただきたいことについて解説しています。

URL▶

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/reform/>

二次元バーコード▶

